

広報家畜衛生

平成28年4月18日 発行
 徳島県家畜防疫衛生センター
 徳島家畜保健衛生所
 〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
 TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
 阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
 TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

ごあいさつ

所長 今川 智久

平成28年度、最初の広報家畜衛生発刊にあたり、畜産関係者の皆様にご挨拶申し上げます。

日頃は、家畜防疫衛生対策をはじめ畜産振興施策推進に、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、我が国を取り巻く経済のグローバル化は急速に進展し、平成27年1月には日豪EPA協定が発効し、本年2月にはTPP協定交渉参加12カ国が協定に署名し、協定発効に向けて承認手続きが進められています。

アトランタにて大筋合意したTPP協定の内容は、日本の畜産業にとって厳しい交渉結果で、その影響は畜産農家のみならず、畜産関連産業や畜産を担っている地域振興にも大きな影響が出るものと推察されます。

さて、近隣諸国に目を向けてみますと、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫のような悪性家畜伝染病の発生が途絶えません。昨年度は幸いなことに、国内での発生はありませんでしたが、いつ発生してもおかしくない状況です。

こうしたことから、本年3月、「とくしま畜産成長戦略」を策定し、生産者の方々が安心して日々の経営に取り組めるように、「もうかる畜産業の確立」を目標に掲げ、関係機関が一丸となって邁進しているところであります。

国産畜産物の強みでもありますが、安全性の確保や高品質畜産物について消費者に強くアピールし、理解を得るための努力を更に強化していくことが経営安定にとって益々重要になると思われます。

本県畜産業の経営安定と継続発展のために、当所のもつ機能を存分にご活用いただき、「畜産における地方創生の旗手・家畜保健衛生所」として畜産振興業務に積極的に取り組めますので、よろしくお願い申し上げます。

第1 当所管内における市町村別の家畜飼養状況

家畜別 市町村別	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数 (千羽)	戸数	羽数 (千羽)
徳島市	11	495	7	757	X	X	5	68	2	33.5
鳴門市	2	87	8	6,046	X	X	3	62	3	79.4
小松島市	X	X	4	218	X	X	X	X	3	47.1
阿南市	X	X	15	1,750	-	-	3	54.7	4	67.3
勝浦町	-	-	5	970	X	X	X	X	7	128.3
上勝町	-	-	-	-	2	1,531	-	-	5	105
佐那河内村	-	-	X	X	-	-	X	X	3	51.2
神山町	3	60	-	-	-	-	2	13.5	7	217.3
那賀町	X	X	3	260	-	-	3	59.5	-	-
美波町	X	X	X	X	2	1,054	-	-	4	71
牟岐町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海陽町	-	-	-	-	-	-	-	-	4	181
松茂町	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-
北島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藍住町	4	155	-	-	-	-	-	-	-	-
板野町	3	66	8	1,214	-	-	-	-	2	87.4
計	28	1,560	52	11,276	8	4,655	19	279.1	44	1,068.5
県計	111	4,935	174	22,845	27	34,051	42	937.4	187	4,555
県計に占める割合(%)	25.2	31.6	29.9	49.4	29.6	13.7	45.2	29.8	23.5	23.5

※1 市町村別戸数・頭羽数は平成27年10月1日現在の家保調べ。

2 採卵鶏に種鶏、肉用鶏に阿波尾鶏を含む。

3 「X」は、個人情報保護のため統計数値を公表しないもの。



管内の畜産農家数は151戸で県内(541戸)の27.9%ですが、肉用牛飼養頭数においては11,276頭と県内(22,845頭)の49.4%を占めており、本県肉用牛生産の中核を担っています。

また、南部地域には「阿波尾鶏」生産のための種鶏場、農場、処理場などの関連施設が集中しており、その生産量は134万7千羽で県内生産量(209万3千羽)の64.4%を占めています。

第2 当所の事業概要について

1 家畜伝染病予防事業

徳島県告示に基づき、監視伝染病の発生予防・予察に関する検査を実施します。

牛・・・結核病、ブルセラ病、ヨーネ病、牛白血病、
流行熱・イバラキ・アカバネ・アイノ・チュウザン・ブルータング
牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）
※平成28年度のヨーネ病検査の実施区域は徳島市、阿南市及び名西郡
神山町です。
豚・・・オーエスキー病、豚丹毒、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚コレラ、
豚流行性下痢（PED）
鶏・・・ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症、マイコプラズマ病、
高病原性鳥インフルエンザ、伝染性ワグ リウ囊病、鶏伝染性気管支炎
馬・・・馬伝染性貧血
蜜蜂・・・腐蛆病



2 慢性疾病等生産性阻害疾病低減事業

生産性を阻害する慢性疾病の対策・指導を行います。

農場での疾病状況を把握し、適切な投薬・ワクチネーションを指導するとともに、農場の管理者に対し基本的な衛生意識の啓蒙を行います。飼養管理技術の指導を行うことで、生産性の向上と安全・安心な畜産物の生産を目指します。

3 畜産バイオマス利活用推進事業

畜産農家を巡回し糞尿処理や畜舎環境に関する調査や指導を行うことにより、家畜排せつ物の適正な管理及び農作物や飼料作物の生産に資源として有効に利用する地域循環型畜産を推進しています。

4 動物用医薬品適正指導事業

畜産物への抗生物質残留事例を防止し、かつ動物用医薬品等の適正な流通の確保及び農家での適正な使用を確保するため、動物用医薬品販売店舗を巡回し、薬事法、獣医師法等の関係法令に基づく監視、指導の徹底に努めています。

また、動物用医薬品を使用する診療獣医師、畜産農家についても医薬品の適正使用等につき調査、啓発指導を行っています。



5 病性鑑定事業

「ウイルス・細菌・病理・生化学」の4部門で病性鑑定を実施し、総合的に判断し感染症及び各種疾病の早期診断を行っています。

家畜伝染病予防事業と連携した疾病の発生予察も行っており、媒介昆虫の活動する夏前に

出生した子牛（抗体陰性牛）の血清を利用し、アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病、ブルータング、イバラキ病及び牛流行熱の抗体調査を実施しています。

鶏では、毎月、高病原性鳥インフルエンザのモニタリングを行い、県内状況の把握に努めています。豚では豚流行性下痢（PED）等のサーベイランスを実施しています。

6 牛海綿状脳症検査事業

BSE対策特別措置法により死亡牛のBSE検査を行っています。平成27年4月1日以降、検査対象月齢が48ヶ月齢以上となっています。

※昨年度の検査頭数は155頭（H26：270頭）。

7 腕山放牧場運営事業

腕山放牧場の入牧牛に対し、放牧期間中に定期的な衛生検査を実施しています。今年度の入牧は6月下旬の予定です。ご希望の酪農家の方は、ご準備ください。



8 家畜改良総合対策推進事業

乳牛及び和牛の家畜改良増殖を目的とし、受精卵に関する家畜改良情報及び受精卵移植技術を提供するとともに、管内牛受精卵移植師の技術指導並びに和牛繁殖農家で子牛登記を行っています。

第3 その他、年間計画について

1 市町村畜産担当者会議を6月に予定しています。伝染病発生時における市町村とのスムーズな連携体制の構築をはじめ、畜産振興・環境問題への対応等、市町村の役割を説明します。

2 9月に兵庫県淡路家畜保健衛生所との県境防疫会議を行います。淡路島から県内のと畜場、食鳥処理場及びセリ市場等に搬入される家畜及び畜産物に対する県境をまたいだ防疫に関する協議を行います。

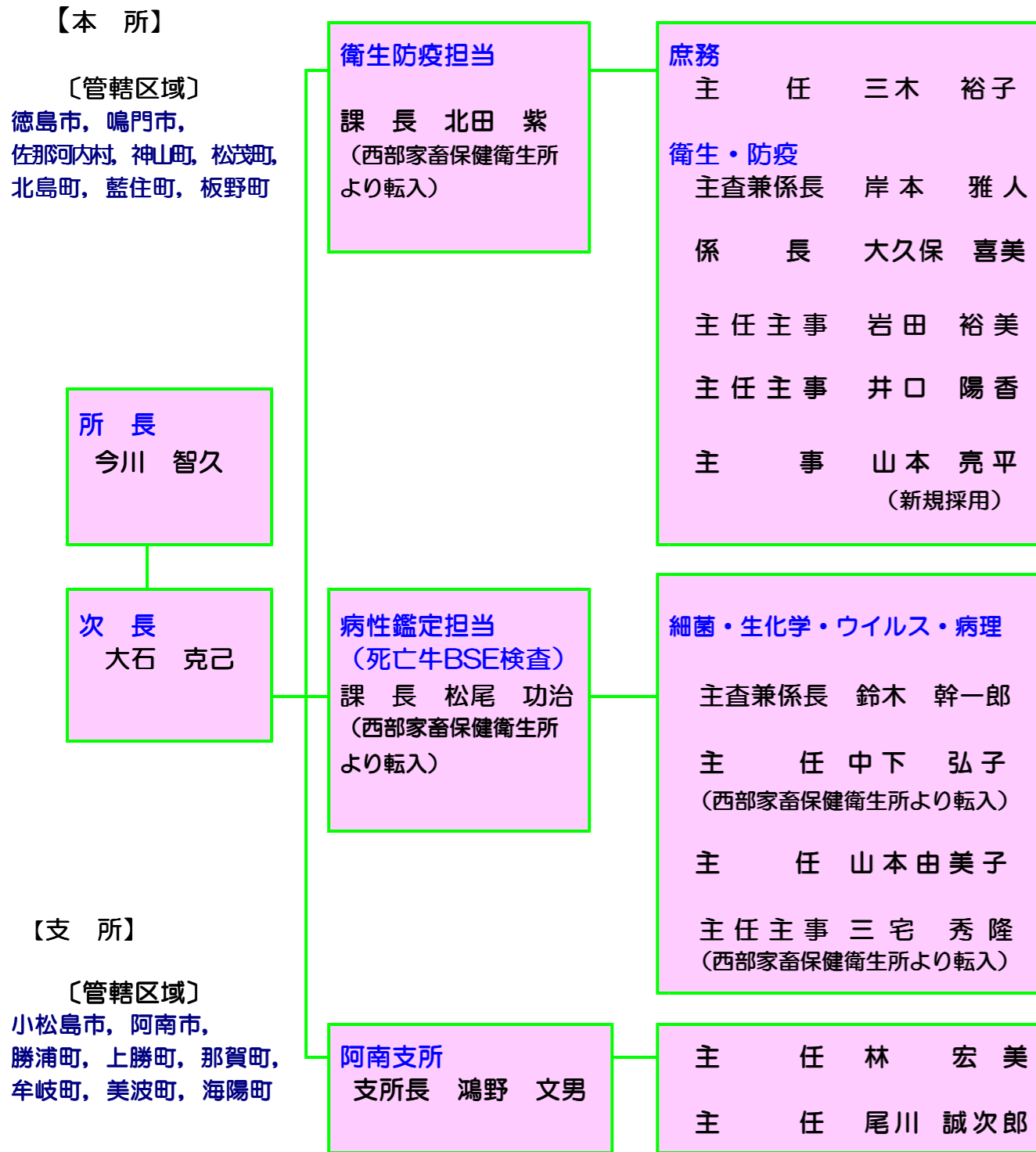
3 秋、11月頃に東部農林水産局、南部県民局等関係機関と連携した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫演習を予定しています。この防疫演習では危機管理体制の再確認を行い、万が一、悪性伝染病が発生した時には、迅速な情報の共有、的確な防疫対応を行います。

4 「飼養衛生管理基準の遵守」は「農家の義務」であり、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等家畜疾病の防疫手段の一つです。越冬のため渡り鳥が飛来する11月以降、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため養鶏農場への立入を行います。「不備のあった農場」に関しては、改善が確認できるまで立入します。

5 年明け頃より、牛・豚飼養農家にも「飼養衛生管理基準の遵守」の確認のため、農場へ立入します。これは、春節（旧正月）から春先にかけて、海外からの渡航者が増え、過去にもこの時期における口蹄疫の発生が多くみられているからです。養鶏場と同じように、「不備のあった農場」に関しては、指導を行っていきます。

第4 職員紹介

徳島家畜保健衛生所の組織及び職員構成



○転出者及び転出先

浅野 順司	畜産研究課 副課長
大西 克彦	退職
中田 翔	畜産振興課 主任
森川 かほり	西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎 主任主事
瀧田 裕子	西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎 主任主事

第5 さいごに

近隣諸国において、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています。これらの病気の発生を防ぐため、飼養衛生管理基準の遵守について、引き続きよろしくをお願いします。

1. 異常家さんの早期発見，早期通報にご留意ください。
家畜の日常の健康観察を徹底し，鳥インフルエンザや口蹄疫を疑う症状があれば，直ちに通報してください。

＜連絡先＞ 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しております。

2. 野鳥や小動物の畜舎等への侵入を防止しましょう。
3. 農場の出入り口・周辺での消毒を徹底してください。
4. 農場は原則，立入禁止とし，出入りした場合は，人・車両の記録をしましょう。
5. 当所からの広報など疾病の関係情報収集に努めてください。
6. 韓国，中国など発生国への不要不急の旅行は自粛してください。

関係者全員が一致協力し，本県では「発生させない。持ち込ませない。」ために，日々の衛生管理に努めましょう！

